

業務指示書

インド国橋梁セクターに係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年8月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（インド及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.626 円 , US\$1 = 98.10 円 , EUR1 = 130.10 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁補修計画
橋梁補修工法検討

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月30日(日)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

インド国橋梁セクターに係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/橋梁補修計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項：橋梁補修工法検討	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

インドにおいては、道路は鉄道と並び国内の物流の大部分を支える重要な輸送手段であり、85%の旅客輸送、63%の貨物輸送を担っている。また人口増加・経済成長に伴い、道路交通量は1950年以降、年率9.1%のペースで増加しているが、道路整備が需要に追いついていない。かかる状況下、インド政府は前計画に引き続き、第12次5か年計画（2012年4月～2017年3月）においても道路セクターを積極的に取り組むべき重要セクターと位置づけ、国道開発計画（National Highway Development Plan。以下「NHDP」という。）下で2015年までに5万kmの国道の改良を推進すると共に、同計画期間中に国道をさらに1万km延伸することが掲げられている。また、NHDPでは、2022年までには約18,000kmの高速道路網を構築する構想も打ち出している。

国道整備計画が進められている一方で、過積載車両や交通量の増加、走行速度の高速化といった課題に対し国道の維持管理が追いついておらず、貿易・投資促進に不可欠な「物流の効率化」への大きなボトルネックとなっている。

橋梁については、交通量の増加に伴う整備の必要性が第12次5か年計画でも指摘されている。同計画のデータによると道路交通省（Ministry of Road Transport and Highways。以下「MORTH」という。）が管轄する主要な橋梁は1,290か所あるが、そのうち1947～69年に建設されたものが169か所、1969～90年に建設されたものが302か所あり、老朽化が大きな問題となっている。一方、州政府が管理する橋梁の実態は現時点では体系的に把握されておらず、老朽化が進みリハビリが必要な橋梁の数はインド全体で相当な数に上ると予想される。さらに、MORTHでは、橋梁リハビリを推進しているものの、橋梁リハビリは新規建設に比べ高度な技術力と豊富な経験を必要とすることもあり、技術者の育成・確保が十分な状況ではなく、計画策定と実施が進んでいない。このような状況下、MORTHおよび国道庁（National Highway Authority of India。以下「NHAI」という。）に派遣中のJICA長期専門家が、MORTHの依頼により、問題のある橋梁の視察をこれまで複数箇所実施しているが、多数の重大損傷が見つかっており、老朽化した橋梁の点検とリハビリが深刻かつ喫緊の課題である。

JICAは、事業展開計画において、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を援助重点分野のひとつとして位置づけており、インドの大都市間基幹交通ネットワークの持続可能な整備・ボトルネックの解消・物流拠点の整備を通じて、旅客貨物輸送の効率化を支援し、同国の経済社会開発支援を行う方針である。橋梁のリハビリについても、かかる方針の下、上述のJICA長期専門家による視察の他、今年3月には橋梁修復に係る短期専門家を派遣し、損傷橋梁の現場視察を行い、リハビリに向けた点検、診断のポイントや日本での事例等をMORTH職員に対し紹介しているが、インド側からは日本の優れた技術力

と豊富な経験を活かし、実際の損傷橋梁を対象にリハビリ支援を実施して欲しいという強い要望が寄せられている。

以上の背景から、重要橋梁の現状を把握し、対応策を整理・確認すると共に、主に円借款を念頭に、今後の JICA 協力の在り方について検討する必要があることから、本調査を実施することとした。

2. 調査の目的

本調査においては、インドにおける橋梁分野の実態を把握した上で、主に円借款を念頭に、本邦技術の適用を鑑みつつ、支援対象となり得る橋梁の選定を含めて JICA の支援アプローチを検討することを目的とする。

3. 調査対象地域

インド全国

4. 相手国実施機関

道路交通省 (Ministry of Road Transport and Highways)

5. 調査の範囲

本業務は、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 調査対象橋梁の選定基準

調査は、先方実施機関から提供される損傷橋梁リスト及びその他有益な情報を基に、主要国道あるいは州道上の橋梁を対象として行い、その中から適切な数（25－30 橋程度を想定）の代表橋梁を抽出して現地踏査を行う。現地踏査を行う橋梁の選定にあたっては、調査初期段階において調査対象とすべき橋梁数と MM 及び調査項目等を勘案し、事前に JICA 側と協議の上、MORTH 側と調整して決定する。インドのニーズは多様かつ膨大であり地理的にも全土をカバーすることは難しいと考えることから、JICA としては本邦技術を活用する必要性が高いと考えられる橋梁について支援を集中させていく方針である。さらに、インド進出の本邦企業への裨益を含め、貿易・投資促進の観点から物流の効率化が最も期待されるエリアに重点を置き、調査を実施する。従って、具体的な抽出に際しては、以下の3つの選定基準を満たすことを条件とする。

選定基準 1：橋梁のタイプおよび損傷タイプ

インドにて老朽化した橋によく見られ、且つ本邦でも実績のある以下のタイプの橋を対象候補とする。

- コンクリート橋（特に、塩害による劣化が生じたもの）
- コンクリート橋（支承、伸縮装置等桁端部の橋梁附属物が損傷したもの）
- 有ヒンジPC ラーメン箱桁橋
- その他本邦企業の実績が認められる橋梁タイプおよび損傷タイプ

選定基準 2： 本邦企業の関心・関与・裨益の可能性の高さ

本邦企業（物流・運輸・建設会社・商社等）へのヒアリングを踏まえ、本邦企業の関与の可能性が高い橋梁群対象候補とする。

選定基準 3： ロケーション

MORTH により提示された問題のある長大橋梁が所在するとされる重点州（ゴア、ケララ等）、および日印開発重点地域であるデリー・ムンバイ産業大動脈（Delhi-Mumbai Industrial Corridor）や南部インド産業経済回廊（Chennai-Bangalore Industrial Corridor）エリアを対象候補とする。

（2）円借款支援対象候補橋梁の選定基準（案）

調査対象橋梁のうち、交通需要、ロケーション、本邦技術適用可能性、環境社会配慮、経済性等の視点から円借款支援対象橋梁を選定するための基準を提案する。また、これに基づき支援対象橋梁を選定し、橋梁数と各橋梁の復旧に要する概算費用の総額が円借款支援対象として適切な規模であるか確認する。

（3） MORTH、あるいは州政府公共事業局による点検、診断、リハビリ、予防保全の状況の把握

橋梁状況台帳といった形での一元的な情報収集・管理体制が未整備である一方、MORTH や各州政府の公共事業局は独自予算で五月雨式にリハビリを実施している。これら先行事例については、JICA で実施する調査にも有益な資料（同道路における交通量等）を有している可能性が高く、関係機関から情報収集・意見交換を調査初期に実施し、重複を避けつつ効率的な調査実施を図る。

（4）今後の協力検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、今後、JICA が効果的な援助アプローチを検討するに際し、必要な情報として用いる。

（5）環境社会影響の確認

既存の橋梁のリハビリについては、大規模な環境影響や住民移転等は考えにくいですが、スクリーニングは行う。

(6) 先方政府との合意形成

本調査の結果を受け、スムーズな案件形成が可能となるように、調査実施の各段階において MORTH や各州政府との合意形成を図りつつ進める。

7. 調査の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは現地での作業について、現地再委託の可能性を考慮しつつ、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内作業 1 (事前準備及びインセプション・レポートの JICA への説明・協議)

① 調査対象の特定のための関連情報収集

(橋梁関連類似案件情報を収集・分析・整理の実施)

JICA 南アジア部より提供する既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

② 調査対象橋梁(案)の選定

調査対象となる橋梁の選定候補リストを 上述 6.(1) の選定基準を考慮し作成する。

③ インセプション・レポートの作成

①②の結果を踏まえ、「6. 調査への留意事項」に配慮しながら、詳細な調査項目・内容、想定される収集・分析項目、調査手法、実施スケジュールについてインセプション・レポートとして作成する。現地再委託については、作業内容、工程を作業計画に記載する。現地再委託で実施する調査項目は、再委託方法を事前に検討し、再委託内容を TOR (案) として事前にまとめた上でインセプション・レポートと共に提出し、JICA 南アジア部より了解を得る。

④ 対処方針会議への参加

インセプション・レポートを JICA 南アジア部に説明し、必要な修正を行った上で JICA の基本的了解を得る。JICA 南アジア部への説明の際には概要をパワーポイント等にまとめるなど説明の仕方に工夫すること。

(2) 第 1 次現地調査

① インセプション・レポートの先方関係機関への説明・協議

インセプション・レポートを先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

② 対象橋梁の選定

(1) で確認した選定候補リスト(案)を踏まえて、MORTH 側と協議をした上で対象橋梁(25~30)を決定する。

③ 現地踏査(概略調査)

②の結果を踏まえ、対象橋梁について、既存の資料の収集とレビュー、目視による現地踏査を行う。踏査においては、橋梁の形式、路線の重要度、交通量、環境社会配慮について概略的に把握するほか、損傷の度合いを目視、さらに必要によっては、打音や非破壊検査にて確認し、各橋梁についてリハビリを含む対策を提案する。

④ 対象橋梁について、橋梁点検、診断技術、補修技術、予防保全技術の実態を把握し、改善案を提案する。

⑤ 主要ローカルコントラクターの橋梁補修技術の水準について実績調査及びヒアリングを行う。

⑥ 在印本邦企業よりニーズの聞き取りを行い、インドで適応し得る本邦技術のリストアップを行うとともに、設計瑕疵の問題等、導入に伴う課題の整理を行う。

⑦ 円借款支援対象候補橋梁(案)の選定

円借款支援対象候補の選定基準を提案し、その基準に基づいて円借款支援対象候補橋梁をリストアップする。

⑧ 環境社会影響の確認について

選定された橋梁について、環境社会影響のスクリーニングを行う。

⑨ インテリムレポート作成・提出

インテリムレポートを作成し、JICA 側に確認の上、MORTH 側に説明を行う。円借款支援対象候補となる橋梁(5~10程度を目安)を決定する。

(3) 第2次現地調査

① 非破壊検査・サンプル調査

上記(2)の第1次現地調査で実施した概略調査の結果を踏まえ、選出した円借款支援対象候補橋梁について点検機材を使用した簡易検査を実施する。

② 事業計画概要の提案

必要な橋梁リハビリの概略形式について提案を行い、事業計画の概要(コスト概算、実施期間、環境社会配慮、実施・維持管理体制、経済性評価等)を策定、提案

する。

③ JICA の支援アプローチの提案

これまでの調査の結果をもとに、円借款を中心としつつ、当該分野における効果的な援助アプローチ（資金協力・技術協力プロジェクト・専門家・研修等のスキーム、内容等）の提案を行う。その際は、提案リハビリの円借款支援のみならず、将来の維持管理能力向上のための支援も検討することとする。

（４）ドラフト・ファイナルレポートの作成

これまでの調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA に説明・協議し、基本的了解を得る。

（５）ドラフト・ファイナルレポートの先方関係機関への説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートを先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

（６）ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方関係機関および JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

（１）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：現地調査開始前

部数：英文 4 部（簡易製本）（JICA 地域部 2、経済基盤開発部、JICA インド事務所）

② インテリムレポート

記載事項：第 1 次現地調査結果

提出時期：第 1 次現地調査終了前

部数：英文 4 部（簡易製本）

③ ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：第 2 次現地調査開始前

部数：英文4部（簡易製本）、和文4部（簡易製本）

④ ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：第2次現地調査終了後1ヶ月以内

部数：英文5部（製本）、日本語5部（製本）CD-R：3部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文5部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制等）

④今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑤提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文3部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2013年10月より業務を開始し、2013年12月を目途にインテリムレポートを提出する。2014年2月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2014年3月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途及び団員構成

(1) 業務量の目途

約 25MM

(2) 専門分野

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／橋梁補修計画
- ② 橋梁補修工法検討
- ③ 橋梁点検・診断 1
- ④ 橋梁点検・診断 2
- ⑤ 経済・財務分析
- ⑥ 環境社会配慮
- ⑦ 橋梁維持管理(行政面)
- ⑧ 橋梁維持管理(技術面)
- ⑨ 業務調整/橋梁補修工法検討補助

※橋梁点検・診断 1, 2の各団員は、6.(1)に示す各地域に分かれて調査を行うことを想定している。

4. 調査用機材

現地での活動に際し、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

5. 現地再委託

現地交通量調査及びこれに関係する調査については、プロポーザルで必要な現地再委託を提案することが出来る。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者並びに現地再委託対象業務の実施・監督・成果品の検査方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 配布資料

- ・ インド要修復橋梁リスト（道路交通省が取り纏めを行ったもの）

8. その他留意事項

(1) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
 - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
 - 3) JICA が事前に承認していること
 - 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

以上